

広報



かたひがし

No. 229

昭和57年

4月

健康で文化の香りただよ村

□発行 新潟県潟東村役場

□編集 総務課



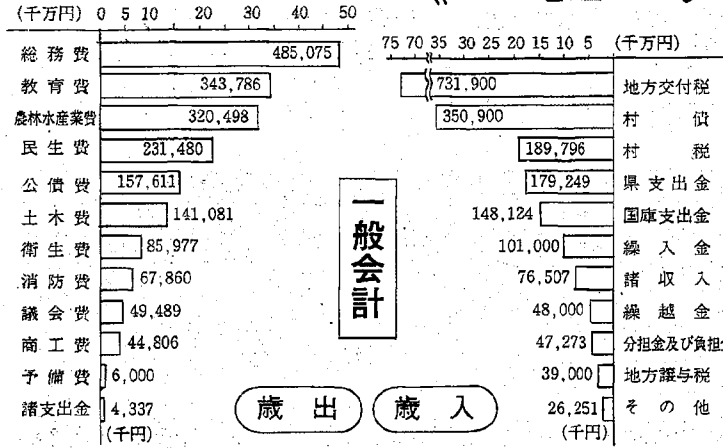
『巣立つ74名』

潟東中学校卒業式

《村の動き》 人口 男3,100(+3) 女3,204(+10) 合計6,304(+13) 世帯数1,191(-1) 2月28日現在

昭和57年度予算決まる!! 一般会計 《19億3,800万円》

3億5,000万円
22%増
(前年度比較)



予算の編成方針をいたしましては、国の予算編成方針及び地方財政計画等に則り、財源の確保を図るとともに、一般行政経費の節減合理化を進め財政の健全化に十分配慮しつつ、住民の多くの行政需要に適切にこたえるべく、財源の重点的かつ効率的配分に意を注いだところであります。

総務費

：四八五、〇七五千円
役場庁舎建設事業完成年次における継続費二五〇、〇〇〇千円の事業費と駐車場舗装工事を含む外構工事一六、〇〇〇千円及び備品購入費四四、〇〇〇千円をこの計三、〇〇〇千円を計上いたしました。

また、交通安全対策費につきましては、本年度も交通安全協会、指導員等関係者の皆さんと一層連携を密にし、安全教育の普及推進交通安全村民集会所の開催等のため及び、交通指導車購入のため等総額三、七三三千円を計上いたしました。

教育費

：三四三、七八六千円
東小中学校は、地盤沈下等により建物の沈下が著しく教育活動に大きな支障を生じているので危険、不適格認定の作業を進めてきましたが、いずれも認定されましたので、校舎配置、施設全体について根本的検討を行ない改築計画を策定いたしました。改築工事は、昭和五十七年度及び昭和五十八年度二ヶ年継続で実施し継続費四九五、三六〇千円を設定し、本年度の建設関係費総額一八七、九八〇千円を計上いたしました。

奨学金の現行制度は昭和五十二年度改正施行されたもので、その後高校大学とも授業料の大幅値上げ、教育諸費の上昇により経済的負担が重くなっているため、この際改正を提案いたしました。

農林水産業費

：三三〇、四九八千円
村、及び農業関係機関等の団体が本村農業振興について共通の意見のもとで本事業を協力して総合的に実施する目的で五十七年度は、五、〇〇〇千円の予算で作物、畜産、農業教育、生産基盤等の各事業を実施する予定であり負担金として二、七〇〇千円を計上いたしました。

また、水田転作の定着化に対応するため転作奨励金村単独補助金一四、〇〇〇千円、大麦採種組合助

成金一、〇〇〇千円、水田再編対策計画策定補助四八七千円等を計上し体制づくりを推進します。
今後の農道整備としては、広域農道四号線(五之上地内)が、地元関係者との間に設計協議が進められております。

消防費

：六七、八六〇千円
・渦東消防事務組合負担金九・六％アップの四一、八九八千円の計上をはじめ、非常備消防関係、防火用水確保のための大型防火水槽四基建設事業等費用で、九六八〇千円を計上して消防費の総額は、六七、八六〇千円であります。

衛生費

：八五、九七七千円
健康づくり運動のうち各種検診については、本村の死亡原因のトップであるガン、脳卒中等いわゆる成人病対策として医療機関及び保健委員のご協力を得て総合検診をはじめ胃腸検診、婦人検診、糖尿検診、貧血検査などを実施するとともに、一家の柱となっている働きがかりの村民(四十歳～五十歳)を対象とした人間ドックを奨励します。

民生費

：三三二、四八〇千円
住民が福祉に対する要望は益々増大し多様化しており、このような状況にかんがみきめ細かな諸施策に配慮をし、社会的公平と公私の分担を明確にし真に必要な分野に重点的に施策を実施して行きたい。又現在の諸施策がさらに住民に密着し真の福祉が実現できるように三三二、四八〇千円を計上いたしました。

土木費

：一四一、〇八一千円
村道整備事業としては、各部落からの要望を受けた部落内集落道について、四m道路、三m道路とそれぞれ改良整備を計画し、これの事業費五〇、〇〇〇千円を計上いたしました。

また道路維持補修費として六、〇〇〇千円、部落への砂利として原材料費五、〇〇〇千円、更に雪害機械の補助事業によって、除雪機

更に大曾根地内の農道(進学路)については、県単農業基盤事業による補助金を受け、約四四〇mにわたって改良整備を行うこととし、これの事業費二四、一八〇千円を予算計上いたしました。
農村総合整備モデル事業として五十七年度は事業費一五九、〇〇〇千円を予定し、村内全域にわたる農道、集落道十七路線、集落排水路等十三本の整備を行い、地域の期待に答える計画であります。

国土調査事業では、地籍調査第二次次として大原、番屋地区を実施いたします。この調査は私有財産の明確化をきすため正確さを要求されるのであり、経費として一七、九一〇千円を計上致しました。

商工費

：四四、八〇六千円
村内の中小商工業者の経営安定並びに設備近代化を図るため、村

：四四、八〇六千円
村内の中小商工業者の経営安定並びに設備近代化を図るため、村

：四四、八〇六千円
村内の中小商工業者の経営安定並びに設備近代化を図るため、村

国保特別会計について

予算の総額は、歳入歳出それぞれ三九二、八七六千円で前年度より十七％増で編成いたしました。
又、保険料は、現年度調定額二二八、七九二千円、これを被保険者一人当たりとしますと三四、〇〇〇円となり、前年度対比九・七％の増税となります。
本年度の限度額は、昨年より一〇千円増の二七〇千円に改正される予定であります。
なお、詳細については国保特集でお知らせいたします。

- ・交通完全施設歩道新設工事
- ・茨島、番屋、横戸地内
- ・歩道補修工事
- ・島方地内
- ・各路線の舗装補修工事

- ・月湖、西川線バイパス調査
- ・称名地内
- ・パイパス調査
- ・パイパス調査
- ・線形改良工事
- ・新潟、凍雪害防止工事
- ・(改良・舗装)五之上地内
- ・今井、巻線
- ・凍雪害防止工事
- ・(舗装)遠藤地内

議 会 だ よ り

一般会計予算 など決る 国保特別会計予算

東小学校全面改築第一年度
— 役場庁舎建設事業第二年度 —
— 農村総合整備モデル事業の推進 —

昭和五十七年度湯東村議会第一回定例会は、三月十二日招集され、全議員が出席し三月十七日までの六日間の会期で開催されました。

会議は、村長提出の予算関係で四件、条例関係で十八件、その他四件の合計二十六件について慎重な審議が行なわれました。

特に一般会計予算など重要案件について、議員全員により予算審査特別委員会を設置して熱心な審議を重ねました。

一般質問には二人の議員が立って水田再編成対策、教育問題にわたり村長に対する質問が行なわれました。

昭和57年 第一回 定例会

昭和五十七年度湯東村の一般会計予算は、五十六年度当初予算に比較して、三億五千万円、二十二%の増で編成されました。

予算関係

昭和五十七年度湯東村の一般会計予算は、五十六年度当初予算に比較して、三億五千万円、二十二%の増で編成されました。

村長はこの予算編成にあたり、国の予算編成方針及び地方財政計

画等に則り、財源の確保を図るとともに、一般行政経費の節減合理化を進め、財政の健全化に十分留意しつつ、住民の多くの行政需要に適切に対応するべく、財源の重点的かつ効率的配分に意を注いだと説明いたしました。

重点施策として、農村総合整備モデル事業として、農道、集落道、集落排水等十三の整備計画。

二ヶ年継続事業である役場庁舎の建設、東小学校の全面改築（二ヶ年継続事業）、村道改良舗装、社会福祉の充実、生活環境の整備、教育施設の整備充実、農商工業の振興など豊かな村づくりをめざしています。

昭和五十七年度 国保特別会計も決まる

昭和五十七年度の湯東村国民健康保険特別会計予算は、総額三億九千二百八十七万六千円と決まりました。

村内の国民健康保険加入者は、昨年より五%減少して三千七百八十八人と見込まれ、加入率は七六・九%になります。

しかも他の保険機関と比較して老齢被保険者を多くかかえながら

も国保の果たしている役割を再認識し、地域住民の医療確保と健康を守り、増進させる立場から一般行政と連携を密にしながら、人間ドック被保険者世帯主への医療通知をはじめ、広報活動、保健施設活動等に努め国保事業の運営に最善をつくすと説明いたしました。

条例関係

東小学校全面改築をめざして、基金条例を制定

議会議員報酬

四月から引上げ
湯東村議会議員の報酬は、湯東村特別職報酬等審議会の答申を受けて、四月から次のように改正することに関係条例の改正が賛成多数で議決されました。

議長 一五五、〇〇〇円
副議長 一三三、〇〇〇円
常任委員長 一二五、〇〇〇円
議員 一一一、〇〇〇円

△村三役の給与引上げも決まる

村長、助役、収入役の給与についても特別職報酬審議会の答申を得て四月より次のように条例改正がなされました。

村長 月額 五〇〇、〇〇〇円
助役 月額 三八五、〇〇〇円
収入役 月額 三六四、〇〇〇円
なお、教育長の給与も引上げられ、議員、村三役同様四月より、月額二六五、〇〇〇円に改正されました。

△課の設置条例の一部改正条例制定

現在五課のうち住民福祉課を分離し住民福祉課と保健衛生課にまた会計室を会計課にそれぞれ改正する条例であります。

△指定金融機関の変更

湯東村の金融機関は北越銀行、湯東村農業協同組合を指定して二年交替えを行うもので四月より五十九年三月まで北越銀行に変更するものであります。



建物を新築、増改築等をされる方へ!!

建物を新築、増改築等の工事をされる場合、法律的手続きが必要ですのでお知らせいたします。

建築基準法

住宅や作業場、車庫などを工事する場合は、その用途、構造によって、確認申請書、工事届書を提出して建築主事の確認を得なければなりません。違反建築物については、罰則規定が適用される場合があります。

手続きについて
建築工事届書 法五条
建築主は、湯東村内に立てる十平方メートルを超えるどんな建築物の工事でも、工事を始める前に工事届書の提出が必要です。

(昭和五十七年四月一日より様式が変わります)
確認申請書 法六条
確認申請書の手数料、届書の作成提出については、大工さん又は役場建設課にお問い合わせ下さい。

ある人
貸付限度額 一戸当り二百万円
利率 年六・〇% (金融情勢により変更することがあります)
償還期間 十年以内
受付期間
第二回住宅金融公庫の受付開始日(七月下旬頃)から受け付けます。

持家住宅建設資金を貸付けます

県では、持家住宅の建設を促進するため新しい制度を設け建設資金を貸し付けていますのでご利用ください。

貸付けの条件

次の条件のすべてに該当する人は貸付を受けられます。
○県内に自ら居住するための住宅を建設又は購入しようとする人
○資金の貸付けを受けなければ住宅を建設できない人で、前年一年間の収入金額又は所得金額が次の額以下の人
給与所得のみの人
収入金額 四五〇万円
その他の人
所得金額 三一五万円

○住宅金融公庫の個人住宅資金の融資を受けて住宅を建設又は購入する人
○貸付金の償還が確実にできる見込みのある人で、この貸付金及び公庫その他の貸付金の償還月額の合計額に対して月収が四倍以上

第三回住宅金融公庫の受付開始日(七月下旬頃)から受け付けます。

申込書の領布・受付
第四銀行・北越銀行・新潟相互銀行・大光相互銀行の窓口
くわしいことは、県土木部建築住宅課 電話(〇二五)二四一三八〇三。

確認を受けなければならない建築物

	用途・構造等	規模
(1)用途によるもの	学校、病院など集会場下宿、料理店、飲食店	100㎡をこえるもの
(2)構造によるもの	木造建築物	3階以上又は延面積が500㎡以上
	木造以外のもの	2階以上又は延面積が200㎡以上

自動車税、個人事業税の納税方法について 巻財務事務所

各納税貯蓄組合(農協組合員の方は各農協、以下同じ。)加入者の自動車税、個人事業税の納税方法を昭和57年度から下記のとおり改正いたしますのでご注意ください。

- 従来の納税通知書を納税貯蓄組合にまとめて送る方法は自動車の増加に伴うトラブル等の多発により問題が多くなりましたので廃止いたします。
- 昭和57年度からは納税通知書を各納税義務者あてに郵送いたしますので、納税貯蓄組合員の方は納税通知書と印鑑を納期限の9日前(自動車税については5月22日)までに各納税貯蓄組合へ持参して納税を依頼してください。

△国保被保険者の助産費 一件十万円に条例改正

これまで国保加入者に対し出産の場合、助産費として八万円を十万円に改正するものであります。

同意案

教育委員に斎藤清氏に決る
竹内教育委員の任期満了に伴い、後任として大字国見五八四番地の斎藤清氏が万場一致で同意されました。
竹内さん永年ご苦労様でした。

一般質問

- 中山電雄議員
農協乳業工場発足に伴う経済効果について
 - 水田再編成対策事業について
教育文化について
 - 教育委員に斎藤清氏に決る
 - 星野五郎議員
工業団地及び住宅団地建設について
 - 教育問題について(学校関係)
 - 行革モニター制度について
- 以上の質問があり、それぞれ村長、教育長、担当課長より答弁がありました。

水田利用再編対策に

ご協力を!!

水田利用再編対策転作目標面積及び米の売渡申込限度数量

区分	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	
転作目標	128ha	122.1ha	200.6ha	297.3ha	291.1ha	
米限度数量	国	8,300,000 t	8,300,000 t	7,850,000 t	7,350,000 t	7,350,000 t
	県	646,100	644,300	621,900	585,600	585,600
	湯東村	対前年比95.4% (133,056俵) 7,983 t	99.0% (131,671俵) 7,900 t	95.5% (125,711俵) 7,543 t	92.4% (116,218俵) 6,946 t	99.5% (115,670俵) 6,940 t

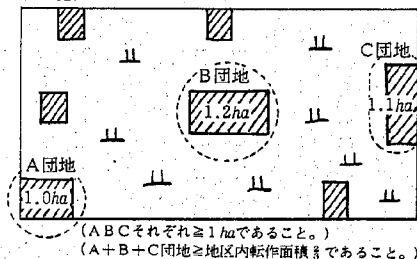
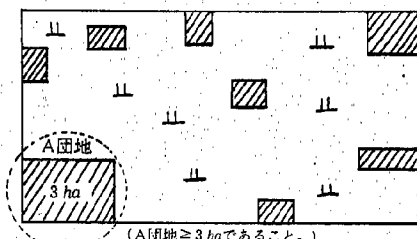
〔村の状況〕

年度	目標面積	実施面積	達成率	特定作物			永年作物	一般作物	管理転作等
				大麦	大豆	飼料			
S 53	122.77ha (128.0)	129.8ha	101.4%	21.3ha	27.2ha	31.7ha 41.1	11.1ha	17.7ha	11.4ha
S 54	122.34 (122.1)	128.6	105.3%	26.4	21.2	(24.8) 32.5	14.3	(2.3) 23.9	10.3
S 55	200.59 (200.6)	204.1	101.7%	94.8	25.4	(14.7) 24.8	13.5	(9.6) 31.0	14.6
S 56	297.3 (297.3)	303.8	102.1%	178.3	27.9	25.9	11.4	42.0	18.3

昭和五十七年度水田利用再編対策事業は、第二期対策の第二年度であり、転作面積はすでに部落配分(個人配分も含む)も終り、皆さん方に通知いたしました通りであり、す。百%達成に御協力下さるようお願いいたします。

昭和五十七年度配分については、国より具に配分された面積の内、冷害措置による緩和面積を差し引いた分を配分されました。

湯東村では昨年と比較して六・一ha少い二九一、一ha配分されました。しかし湯東村においては年々農地が減少しており、稲作可能面積の減少により配分面積率は昨年とほとんど変わりません。



転作制度については昨年と変わりません。又奨励金についても国は昨年と同様かえぬ方針であります。転作定着化の推進を強く指導しております。すなわち団地化であり、本村においても団地化を推進いたします。

◎計画加算金
集落ごとに水田利用再編計画を立て転作を実施し左記の条件を達成した場合は、奨励補助金の計画加算金が上積みされます。

①地区の水田農家全員が参加して策定し連盟で計画書を村長に提出し認定を受けること。

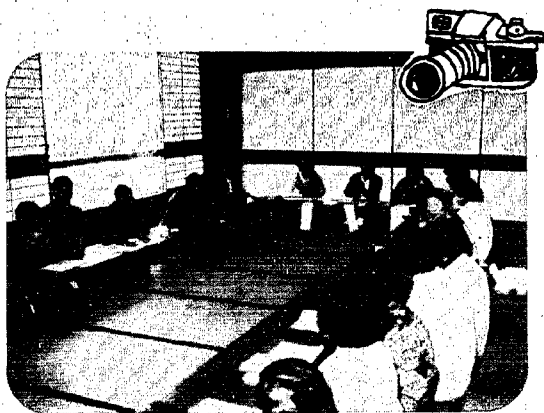
②その地区全体の計画転作面積等

昭和57年 転作奨励補助金予定額

種別	特定作物	一般作物	野さい	保全管理
奨励補助金(予定)	56,000円	41,000円	36,000円	41,000円
計画加算金	7,200	5,500	5,500	
団地化加算金	10,000	7,500	7,500	
村補助金(予定)	5,000	5,000	5,000	
互助金(2俵分等)				

- が配分された農家別目標面積の合計を下回っていないこと。
- ③転作予定水田が水の条件等を勘案して排水排水系統に土地縁的な団地に集団化されていること)計画水田の二分之一以上か1ha以上か二の団地化していないければなりません)
- ◎団地化加算金
- ①計画加算金条件を満たしている地区であること。
- ②連担していること。
- ③水田利用再編計画書と同時に認定を受けること。
- ④二作物以内に統一されていること。

不法投棄に注意



▲「第四回 世代交歓のつどい」を開催

明るく豊かなコミュニティをめざして「第4回世代交歓のつどい」を去る3月14日環境改善センターで開催されました。当日は、明治・大正青年学園生、婦人会員、若妻などを中心に84名が参加されました。午前は、分科会で熱心に討議がなされました。午後は、全体会議で分科会のまとめがなされた後、「明るい豊かな地域づくりを進めるために」と題して中谷千代子先生の講演がなされました。地域づくりは、ひとりひとりのちょっとした心がけが大切なのではないでしょうか。

かまのりポイント



最近、河川敷や村道上、空地などに家庭から出る大型ゴミ、古タイヤ、古材、産業廃棄物が大量に捨てられ、不法投棄があとを断ちません。不法投棄は処罰されます。一人一人が互いに注意しましょう。

また、観光やドライブで自動車から空き缶やゴミの投げ捨てが目立ちます。車を運転される方は、マナーをよく守り、清潔で美しい環境を守りましょう。

年金相談室

国民年金に加入する前の障害についても年金は支給されるか?

問 子供のときから口がきけなく、障害福祉年金を受けています。国民年金に加入してから三年目だけが右手のおや指を切りました。額の高い障害年金を受けられないでしょうか。

答 一般に社会保険の制度では、制度に加入する前に発生した病気やけがによって障害者になっても、その制度では障害年金の対象とならないことになっています。しかし、国民年金制度においては、次に述べる要件のすべてに該当する場合に限り、例外的に、制度加入前に発生した病気やけがによる障害(前発障害といいますが)を障害年金の対象とすることになっています。

①前発障害の原因となった病気やけがについて初めて診療を受けた日(初診日といいますが)において二十歳未満であり、かつ、その日に他の公的年金に加入していないか

固定資産課税

台帳の

縦覧について

地方税法第四一五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧は、同条ただし書きの規定により左記のとおり縦覧に供します。

- 一、縦覧の期間
昭和五十七年四月九日から、昭和五十七年四月二十八日まで。
- 二、縦覧の場所
湯東村役場(税務課)

お知らせ

月日	曜日	行事	場所
4月5日	月	小学校入学式 衛生委員・保健委員 の合同会議	
4月6日	火	中学校入学式	
4月7日	水	ポリオ生ワク投与	
4月8日	木	プラスチック類ゴミ 収集	井随を含めた旧大原 地区
4月13日	火	プラスチック類ゴミ 収集	井随を除いた旧四ツ 合地区
4月14日	水	ツ反	中学校
4月15日	木	危険物収集	西小学校
4月16日	金	危険物収集	井随を含めた旧大原 地区
4月19日	月	B C G 接種	井随を除いた旧四ツ 合地区
4月20日	火	B C G 接種	中学校
4月21日	水	老人検診	西小学校
4月21日	水	総合検診	井随を除いた旧大原 地区
4月22日	木	プラスチック類ゴミ 収集	井随を含めた旧大原 地区
4月22日	木	プラスチック類ゴミ 収集	井随を除いた旧四ツ 合地区
4月26日	月	乳児検診	改善センター
4月27日	火	犬登録及び予防接種	井随を除いた旧四ツ 合地区
4月28日	水	プラスチック類ゴミ 収集	井随を含めた旧大原 地区
4月30日	木	一才六ヶ月検診	改善センター

4月分番組編成表

日	曜	番組名	放送題名	放送者(所属)
1	木	教育の窓	新学期をむかえて	東小学校長 石添徳治
3	土	農村アンテナ	水稲育苗の要点について	巻農業 改良普及所
6	火	農協だより	前組合長退任の挨拶	前組合長
8	木	村民アワー	春の交通安全運動について	役場総務課
10	土	農協だより	共済情報	農協金融課
13	火	健康カレンダー	総合検診について	役場保健衛生課
15	木	村民アワー	新潟県知事選挙執行について	選挙管理委員会
17	土	農村アンテナ	春野菜の植えつけの準備について	巻農業 改良普及所
20	火	音楽の小径	世界の名曲から	教育委員会
22	木	農政ガイド	農業振興について	役場産業課
24	土	公民館だより	公民館サロン	公民館
27	火	村政だより	今年度の道路整備について	役場建設課
29	木	農協だより	新組合長にきく	新組合長

停電のお知らせ

四月二十六日(月)
九時から一時まで
茨島・今井・大曾根甲

訂正

三月号の年金委員で「坂井精司
五二五六九」とありましたが、「
野沢清蔵五二三三三」の誤りです。
訂正しおわびいたします。

外科

4日 県立吉田病院 ⑤111
11日 竹前医院 ②269
18日 県立吉田病院 ⑤111
25日 町立巻病院 ③111
29日 桑原医院 ②221

内科

4日 遠藤医院 2204
11日 古寺医院 ②2018
18日 和田医院 2134
25日 高木医院 ②2208
29日 金子医院 ②8030

四月休日救急当番医

山際日登司 大曾根甲
(石川) 晶江 山際 富雄
島田 力雄 島田 金兵
(平原) 貞子 島田 隆男
小林 定之 小林 定三郎
(青柳) 久美子 今井
竹内 隆明 竹内 隆男
(金安) 和美 中ノ島村
(金井) 操 佐藤 菅三郎
佐藤 愛子 吉田町

おまじび

渡辺 勇造 62 横戸甲

おくやみ

坂井 裕輔 昇平 遠藤
岡本 雅子 孝 遠藤
小林 真梨子 章夫 山口新田
黒川 美由紀 政美 茨島
山岸 典行 一三 国見
勝山 沙織 克己 今井
勝山 裕輔 幸 井
赤塚 洋紀 幸 井
なまえ 窪田 保善 住所

おまじび